

市民病院整備事業のお知らせ

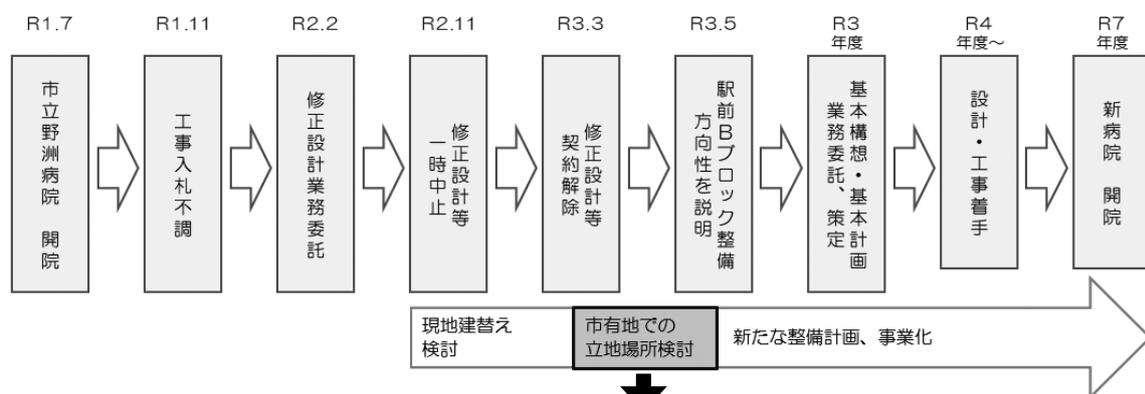
駅前Aブロックは、にぎわいを創出します。駅前Bブロックは、病院整備を行います。

これまで、病院整備事業については、「広報やす」5月号でもお知らせしましたとおり3月16日開催の市議会「野洲市民病院整備事業特別委員会（以下「特別委員会）」において、現地建替えによる整備を断念せざるを得ない結論に至り、改めて市民病院の新たな立地場所を選定するため検討を行ってまいりました。

5月28日開催の特別委員会において、駅前Bブロック（敷地面積約3,600㎡）で病院整備することを表明しましたので、市民の皆さんにお知らせします。

野洲市長 栢木 進

●市立野洲病院開院以降病院整備にかかるこれまでの経過と今後の予定



令和3年3月～5月 立地場所検討…①旧中主ふれあいセンター（吉地）
②総合体育館裏駐車場（富波甲）
③駅前Bブロック（小篠原）

●駅前Bブロックで身の丈にあった病院整備を行います

これまでの総事業費約120億円、建設費上限85億円という計画から大幅に見直し、初期投資を抑制し、シンプルかつ経済的合理性のある病院整備をめざします。

駅前Aブロック（約5,400㎡）については、今後にぎわいを創出する場所として利活用を検討します。

- ◆ 総事業費を圧縮させ、建築費を10億～20億円削減することを目標に病院整備を行います。
- ◆ 将来を見通した新たな病院像のもと、病院の配置を見直し、全体面積を縮小させて整備します。
- ◆ 意匠（デザイン）よりも機能を重視した病院整備を行います。

●駅前Bブロックを病院整備場所に判断した理由

①市を二分している病院問題の早期解決を望む多くの市民の声

10年前の平成23年、民間病院であった野洲病院から市に支援要望があり、その後さまざまな会議等を経て進めてきた病院整備計画ですが、これまで工事着手に至りませんでした。

私が市長就任後、現地建替えを断念したため、新たに立地場所の検討を行いました。諮問機関である野洲市民病院整備運営評価委員会などご意見をいただき、地域医療の空洞化を生じさせることなく、早期解決を望む市民の声を第一として駅前Bブロックで整備するよう方針を定めました。

②財政的な課題を解決し、身の丈にあった病院整備の実現

駅前Bブロックで整備する場合、【表1】のとおり、国からの社会資本整備総合交付金を受けられますが、その他の場所では受けることができません。また、過去に駅前で整備するために借り入れた病院事業債（借金）の一括償還（借入金の返済）も必要となり、一時的に投資費用が増大します。

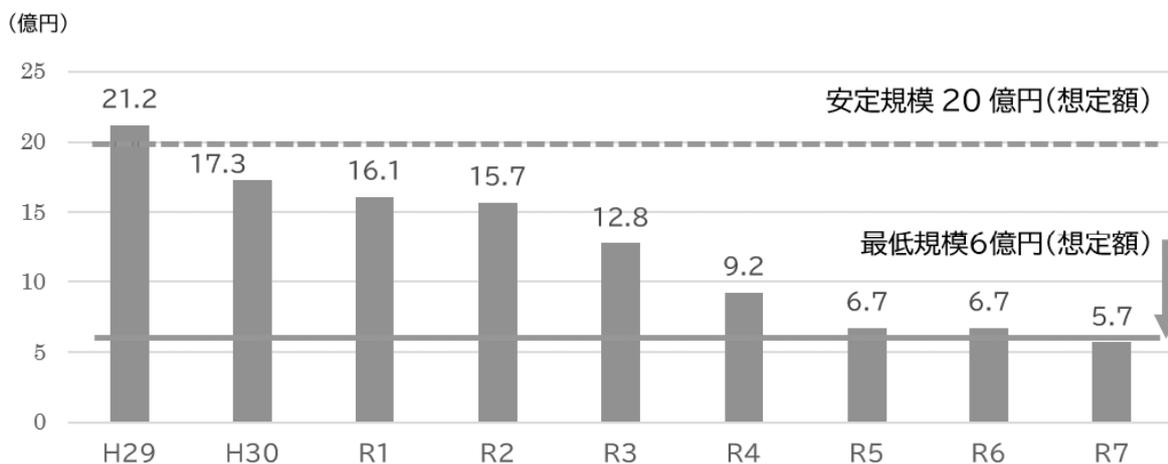
また、【表2】のとおり市の貯蓄にあたる財政調整基金が今後枯渇する可能性もあるなど、市の財政事情も含め総合的に考え、駅前Bブロックでの身の丈にあった病院整備が最適であると判断しました。

【表1】

	①旧中主ふれあいセンター	②総合体育館裏駐車場	③駅前Bブロック
社会資本整備総合交付金の交付（最大10.5億円）	なし	なし	交付可能
病院事業債の一括償還（整備に係る借入残高約11.7億円）	必要	必要	部分的に必要 ※土地分（約10.7億円） の一括償還は今後協議

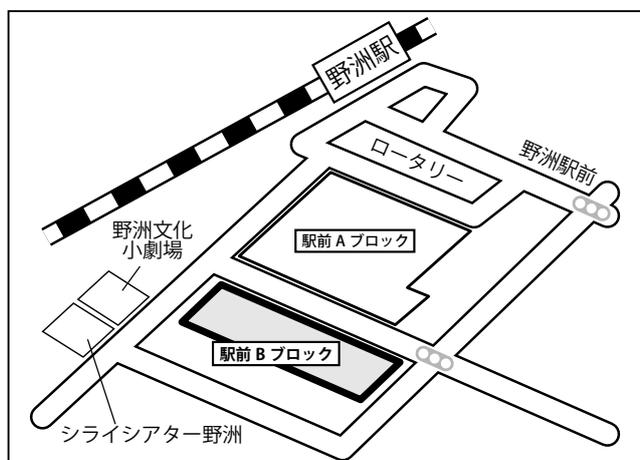
- ③の社会資本整備総合交付金は、既に交付済約1.5億円の返還後改めて交付申請を行う予定です。
- 駅前Bブロックのうち約900㎡（旧計画の広場）は、今後病院用地として市の一般会計から購入が必要です。

【表2】 財政調整基金保有残高の推移と推計



※令和2年度までは決算、令和3年度以降は最新の中期財政見通しの推計（令和3年3月策定）

▼駅前Aブロックと駅前Bブロックの位置図



駅前Bブロックにおける整備について、駐車場の確保や収支計画など課題はありますが、今年度策定予定の基本構想および基本計画において検討していく方針です。
詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ…市民病院整備課 ☎587-8814、FAX586-2200

新型コロナウイルスワクチン集団接種情報

新型コロナウイルスワクチンの集団接種については、これまで市立野洲病院で65歳以上の人^(※)への接種を進めてきましたが、7月1日からは新たな集団接種会場を「イオンタウン野洲」に開設し、接種完了が8月以降になる予定であった人の予約を前倒しし、大半7月中に完了するよう変更させていただきました。

対象の65歳以上の人^(※)には、予約変更等の決定通知をすでにお送りしていますので、会場・時間等お間違いないよう、気を付けてお越しください。なお、まだワクチン接種の予約をされていない65歳以上の人^(※)は、4月にお送りした接種券をご覧ください、予約サイトまたはコールセンターからご予約ください。

また、65歳以上の人^(※)の接種に続いて、集団接種会場では次の優先接種対象者である「基礎疾患を有する人等」への接種を7月11日から開始します。そのあと一般の人の集団接種を、上の年齢層から順番に開始していきます。7月1日に64歳～16歳の人^(※)全員に接種券を発送しましたので、次のとおり予約開始日以降にご予約をいただきますようお願いいたします。

集団接種会場

市立野洲病院（野洲市小篠原1094番地）

イオンタウン野洲（ザ・ビッグエクストラ野洲店 野洲市乙窪480番地1）



集団接種開始日等

	接種券発送日	予約開始日	接種開始日
① 基礎疾患を有する人等 （下記参照）	7月1日	7月7日	7月11日
② 上記①に該当しない 64歳～60歳の人 ^(※)		7月12日	7月15日
③ 上記①に該当しない 59歳～40歳の人 ^(※)		7月15日	7月18日
④ 上記①に該当しない 39歳以下の人 ^(※)		7月19日	7月22日

（注）②～④の人は、それ以前の予約状況により接種開始当日の予約が取れないことがあります。

◆2つの集団接種会場の接種実施日、場所、時間帯、予約サイトのURLアドレス、コールセンターの電話番号については、接種券に同封した文書に記載していますので、そちらをご覧ください。

◆次の診療所では、高齢者または基礎疾患を有する「かかりつけ患者」である人^(※)にのみ、ワクチンの個別接種が行われます。接種券をお手元にご用意の上、対象診療所にお問い合わせください。

対象診療所：甲原医院、白井医院、ミカミクリニック、ほりで医院、吉川医院、吉田クリニック

◆64歳以下の人^(※)の市内診療所におけるワクチン接種対応については、現在関係機関と調整しています。詳細は「広報やす」8月号でお知らせする予定です。

◆令和3年度中に15歳～12歳になる人^(※)への接種券は、今後送付します。

（※）各年齢は、令和3年度中にその年齢になる人です。

★「基礎疾患を有する人等」とは…

- 令和3年度中に65歳に達しない人であって、以下の病気や状態で、通院／入院している人
 - 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病（高血圧を含む）
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病

- 血液の病気（鉄欠乏性貧血は除く）
 - 免疫の機能が低下する病気（治療者や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - 染色体異常
 - 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）
 - 睡眠時無呼吸症候群
 - 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）
2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の人
BMI = 体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）
BMI30の目安は、身長170cmなら体重87kg、身長160cmなら体重77kgです。
3. 高齢者施設等に従事している人
市が発行する接種券、従事する施設が発行する「高齢者施設等従事者証明書」を持参して接種を受けてください。
詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

問い合わせ…ワクチン接種推進室 ☎588-5007、FAX586-3668、Eメール wakuchin@city.yasu.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮を

新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取り扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

【事例】

- ① 感染したことを理由に解雇される
- ② 回復しているのに出社を拒否される
- ③ 病院で感染者が出たことを理由に、子どもの保育園等の利用を拒否される
- ④ 感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する
- ⑤ 感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する



令和3年2月新型インフルエンザ等対策特措法が一部改正され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取り扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

法務省の人権擁護機関（天津地方法務局）では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。また、(公財)滋賀県人権センターでも人権相談を行っています。困った時は一人で悩まず、相談してください。

◆天津地方法務局

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始は除く）
▽みんなの人権100番 ☎0570-003-110
▽インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp>

◆滋賀県人権センター

月曜～水曜・金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時（祝日、年末年始は除く）
☎・FAX523-7700

問い合わせ…市人権センター ☎587-4533、FAX518-1860

会計年度任用職員(夏季保育補助員)募集!

共通

受験資格…不問(学生可)

- ※保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれかがあることが望ましい
- ※学生は幼稚園教諭または保育士資格の課程を履修中の者に限る

通勤手当…日額150円(片道2km以上10km未満)、日額250円(片道10km以上20km未満)、日額350円(片道20km以上)

持ち物…写真付き履歴書、有資格者は、資格・免許の写し

学生は、学生証の写しまたは在学証明書

※幼稚園免許更新者は、免許更新確認書の写し

※資格・免許の氏名を変更している場合は、戸籍抄本を添付してください。



◆◆◆ 保育所(園)・幼稚園・こども園 ◆◆◆

選考方法…面接(選考日時は後日連絡します。)

申し込み・問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176 ※電話申し込み可(受付/午前8時30分～午後5時)

職種・勤務場所	募集人数	勤務期間・時間	報酬
保育補助 保育所(園)・こども園	5人程度	随時～9月30日(月～金) 8:30～18:00 [内4～7時間]	無資格 時給 942円
			有資格 時給 1,008円～1,158円
預かり保育補助員 幼稚園	4人程度	7月21日～8月31日(月～金) 8:30～18:00 [内4～7時間]	無資格 時給 942円
			有資格 時給 1,008円～1,158円

※いずれも勤務期間・時間は相談に応じます。(再度の任用の可能性あり)

◆◆◆ 子育て支援センター ◆◆◆

選考方法…面接/7月7日(水) 午後1時～

申し込み・問い合わせ…7月6日(火)午後3時までに子育て支援センター ☎518-0830、FAX518-0831

職種・勤務場所	募集人数	勤務期間・時間	報酬
保育補助 子育て支援センター	1人	7月21日～8月31日 (月・金) 9:15～17:00 (火・水) 9:15～12:15 (8月13日(金)は除く)	無資格 時給 942円
			有資格 時給 1,008円



ご存じですか? 行政相談委員

＝困ったら一人でも悩まず 行政相談＝

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

国の事務(県・市町に委任している事務なども一部含みます。)としては、例えば、国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記など、意外に身近な分野があります。

このようなことについて困ったときは、お気軽に行政相談委員までご相談ください。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者であり、ご相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

相談員

なかじま よしひろ
中島 美弘さん(令和3年4月1日～)

たけはら まどか
橋 円さん(令和3年5月1日～)

相談日…毎月第3火曜日

場所…市役所本館1階相談室

問い合わせ…市民生活相談課 ☎587-6063、FAX586-3677
滋賀行政監視行政相談センター ☎523-1100

国道8号 野洲栗東バイパス

栗東第二インターチェンジ付近 で通行経路が変わります

野洲栗東バイパス

滋賀県野洲市小篠原地先から栗東市手原地先まで「国道8号野洲栗東バイパス（延長約4.7km）」事業を推進しています。

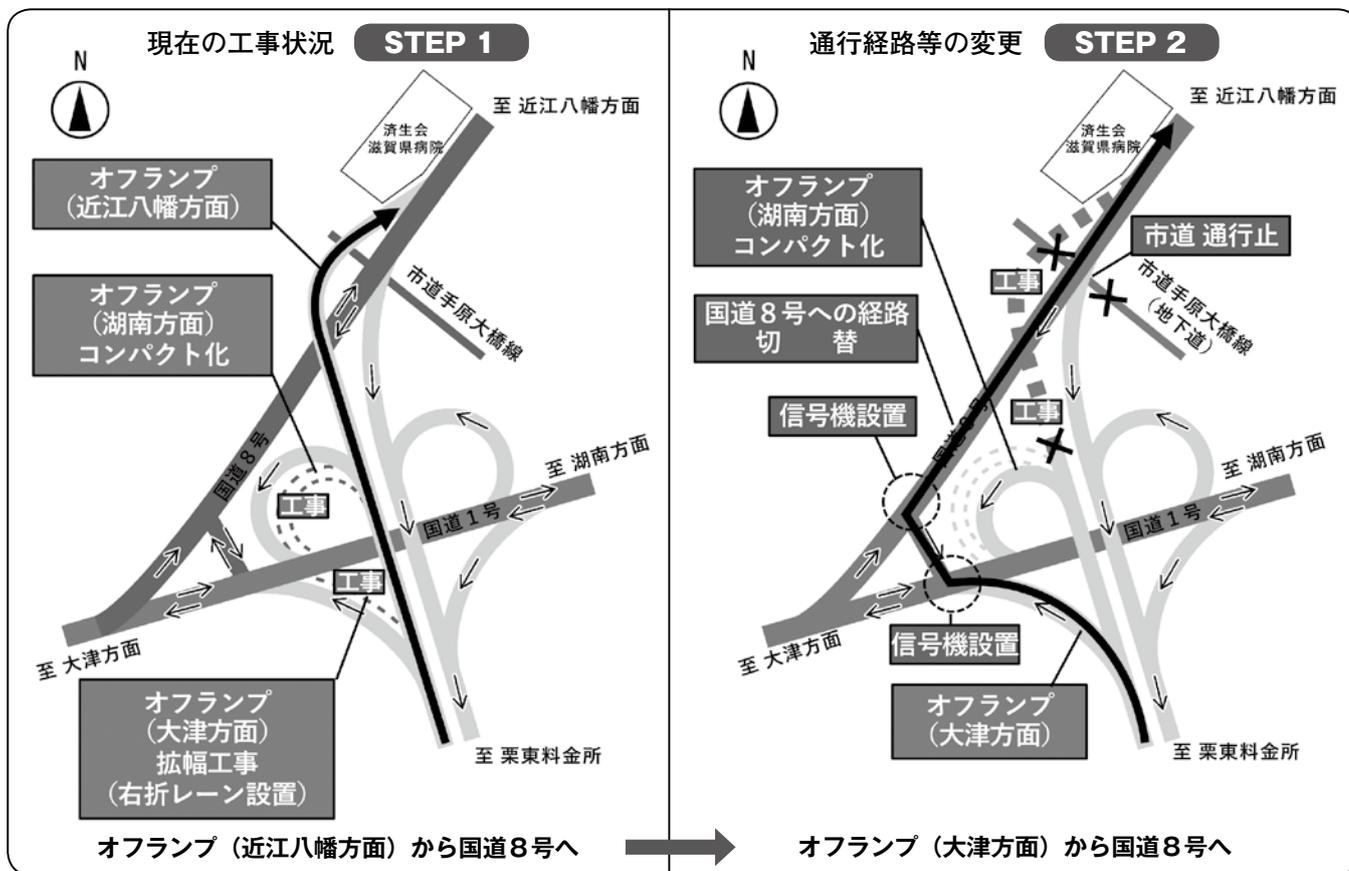
工事範囲

工事の実施範囲は、右図に示す名神高速道路栗東第二インターチェンジの一部を含む国道8号（済生会滋賀県病院付近から国道1号接続付近）です。

工事期間中、名神高速道路栗東第二インターチェンジと国道8号を接続するオン・オフランプ、市道手原大橋線については、通行できず迂回していただく期間が生じます。



通行経路等の変更 令和3年7月19日(月)～(予定) <国道8号近江八幡方面への経路変更>



工事の進捗に伴い規制箇所（通行経路）が変わります。詳細は随時お知らせします。

問い合わせ…国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課 ☎523-1804
市国県事業対策室 ☎587-6068、FAX586-2176

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障がいのある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

問い合わせ…危機管理課 ☎587-6089、FAX587-4033



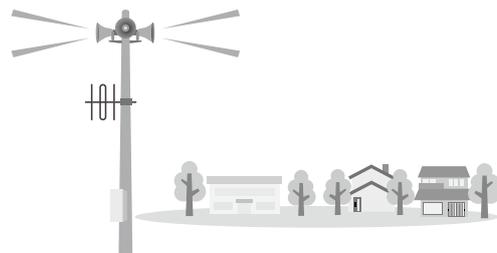
## 防災行政無線の定期放送日を変更します

7月から毎週金曜日の午後5時に

防災行政無線は、災害時などの有事に速やかに避難情報などをお知らせするために設置しており、これまで毎月17日の午後5時に試験放送を行ってきました。

定期放送を週1回に変更することにより、音声の到達度合を確認する機会を増やし、故障などの早期発見や防災意識の高揚に役立つと期待しています。放送内容は、次のとおりです。

変更内容	変更後	変更前
		毎週金曜日の午後5時
放送内容	①上りチャイム音 ②「こちらは、ほうさい野洲市役所です。」 ③「♪夕焼け小焼け」 ④下りチャイム音	



問い合わせ…危機管理課 ☎587-6089、FAX587-4033

## 野洲駅南口仮設ロータリーの閉鎖(7月1日予定)のお知らせ



仮設ロータリーの閉鎖後は、  
現ロータリーをご利用ください。

野洲駅前の浸水被害の軽減を目的として、今年1月から滋賀県が綾王井川改良工事（1期）を行っていました。工事期間中は、一時的に交通規制が行われることから、野洲駅前交差点周辺の渋滞対策のために期間限定で仮設ロータリーを設置し、利用していただいておりますが、皆様のご協力により工事が順調に進み、現在は交通規制も解除されました。

このことから、7月1日(予定)に仮設ロータリーの利用を終了し、閉鎖します。(工事の都合により順延する場合があります。)

今後は、お車での送迎などで野洲駅南口を利用される場合は、現ロータリーをご利用ください。

問い合わせ…滋賀県南部土木事務所河川砂防課 ☎567-5438  
市国県事業対策室 ☎587-6068、FAX586-2176

## 国民健康保険被保険者証(保険証)を更新します

8月1日から有効の新しい「国民健康保険被保険者証(保険証)」を7月中旬に簡易書留郵便^(注)で世帯主へ送付します。新しい保険証は桃色です。

配達時に不在等で受け取れなかった場合には不在連絡票が配られますので、郵便局に再配達を依頼するか、郵便局の窓口で受け取ってください。郵便局で受け取りの場合は、不在連絡票、印鑑、本人確認の証明資料(運転免許証など)が必要となります。

郵便局での保管期間が過ぎた保険証は、保険年金課で保管します。保険証の受け渡しについては、保険年金課までご連絡ください。

(注)簡易書留郵便は、郵便局の配達員が自宅に伺い、直接手渡しする配達方法です。



### ★新しい保険証の有効期間は、8月1日～令和4年7月31日です

年度途中で75歳に到達する人は、誕生日から後期高齢者医療保険に移行するため、上記の有効期限とは異なります。

- ◆現在お持ちの保険証(むらさき色)は、8月1日以降ご自身で適切に廃棄してください。
- ◆保険年金課、市民サービスセンターでは、ビニールケース・臓器提供意思表示欄の個人情報保護シール・ジェネリック薬品お願いシールをお渡ししています。
- ◆70歳～74歳までの人の保険証は、1枚で「健康保険証」と「高齢受給者証(一部負担金の割合を示すもの)」の2つの役割を果たすものとなります。

## 福祉医療費受給券交付(更新)のお知らせ

現在ご使用の福祉医療費受給券等の有効期限は、7月31日(乳幼児・子ども医療は除く)となっています。

8月1日から有効の新しい受給券の交付(更新)手続きが必要な人には、交付(更新)申請書等の案内通知を7月中旬に送付しますので、必要事項を記入の上、早めに返送してください。交付(更新)申請書を受取り、書類の確認ができた人から福祉医療費受給券を送付します。

なお、窓口での交付は大変混雑しますので、申請書は郵便にて返送していただきますようお願いいたします。

対象…次の①～④いずれかに該当する人

- ①障がいのある人
  - 身体障害者手帳が1級、2級、3級の人
  - 知的障がいの程度が重度(療育手帳A)の人
  - 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人
  - 精神障害者保健福祉手帳が1級、2級の人  
(自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている人)
- ②母子・父子家庭で、18歳未満の子どもを扶養している人およびその子ども
- ③75歳未満の寡婦で、18歳未満の子どもを扶養していたことがあり、1年以上ひとり暮らしで、今後も継続する人
- ④65歳～74歳の人
  - 住民税の所得割が課せられていない世帯に属する人(別世帯でも同居の実態があれば、所得確認の対象となります。)
  - 1年以上ひとり暮らしで、今後も継続する人

※所得制限(配偶者・扶養義務者を含む)などにより、対象とならない場合があります。

※現在福祉医療費受給券等を持っている人で、案内通知または受給資格の喪失通知が7月20日(火)までに送付されない場合はご連絡ください。

※助成を受けていない人で対象と思われる人は、お問い合わせください。

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 令和3年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の人に、令和3年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月中に郵便で送付します。

### ●保険料の計算のもとになるのは

令和3年度の保険料は、令和2年中の所得に基づいて計算されます。

### ●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。



## 8月1日から有効の

## 新しい被保険者証を7月に送付します

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

薄橙色（びわ色）  
になります。

### ●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入している人全員  
の被保険者証が新しくなります。

### ●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

令和3年8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。  
(有効期限をお確かめください。)

交付年月日 令和 3年 8月 1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
被保険者番号	01234567
住 所	大津市京町四丁目3番28号
氏 名	広城 太郎
性 別	男
生 年 月 日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発 効 期 日	平成 20年 4月 1日
保険者番号	39252010
保 険 者 名	国民後期高齢者医療に属する者
1.山折り(裏面)!	
氏 名	コウキキ タロウ 広城 太郎
被 保 険 者 番 号	01234567
一 部 負 担 金 割 割	1割
有 効 期 限	令和 4年 7月 31日

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」を更新します

### ●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(現役並み所得者の人は「限度額適用認定証」)(以下、限度額証)を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、非課税世帯の人は入院時食事代が減額されます。

### ●対象となる被保険者の人は

- ・住民税非課税世帯の人
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人

### ●手続き方法は

令和3年7月31日まで有効の限度額証をお持ちの人で、令和3年8月以降も該当する人には、新しい被保険者証に同封して送付します。

### ●対象となる人で限度額証をお持ちでない人は

被保険者証を持参の上、市保険年金課で申請してください。

## 保険料の特例的な軽減を 見直します

◆保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。

◆令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった人(7.75割軽減該当)について、本則どおり7割軽減となります。

詳細は、7月に医療保険料額決定通知に同封して郵送するチラシをご覧ください。



問い合わせ…市保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎522-3013、ホームページ <https://www.shigakouiki.jp>